スマートウエルネスあさひかわプラン懇談会開催要綱

（趣旨）

第１条　スマートウエルネスあさひかわプランの策定を推進するため、スマートウエルネスあさひかわプラン懇談会（以下「懇談会」という。）を開催する。

（職務）

第２条　懇談会は、地域における健康に関する課題の把握及びその解決に必要な取組についての意見交換等を行う。

（参加者）

第３条　懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから、市長が参加を依頼した者とする。

⑴　保健、医療又は福祉に関し学識経験を有する者

⑵　スポーツ団体関係者

⑶　障がい者団体関係者

⑷　市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であって、市長が行う公募に応じた者

⑸　その他市長が必要と認めた者

２　懇話会の参加者は６人以内とする。

（会議の進行）

第４条　会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

２　進行役に事故があるとき、又は進行役が欠けたときは、参加者のうちあらかじめ進行役が指名する者がその職務を代理する。

（庶務）

第５条　懇談会の庶務は、健康保健部健康推進課において行う。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、参加者からの意見を踏まえ、健康保健部健康推進課長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年８月８日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。